

関市自治基本条例の運用及び進捗について

【前文】

関市は、日本の中心に位置し、市内には、清流として名高い長良川やその支流である板取川、武儀川、津保川が流れています。また、日本刀鍛錬、小瀬鵜飼など流域に住む人々の様々な伝統文化が財産として守り続けられています。この豊かな自然、積み重ねられた歴史、育まれてきた文化など貴重な地域資源を背景に地場産業が栄え、刃物のまちとして発展してきました。

わたしたちは、先人の英知によって築かれ、平成の市町村合併により生まれ変わったこのまちを誇りに思い、誰もが心豊かに安心して暮らすことができるまちとして、未来を担う子どもたちへ引き継ぎます。

子どもからお年寄りまで全ての市民は、まちづくりに大切な存在です。わたしたちは、市民一人ひとりの考えが大切にされ、市民が主役であることが実感できるまちを市民、議会及び行政が協働してつくっていきます。

そのためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、価値観を認め合いながら人や地域のつながりを大切にしなければなりません。また、全ての市民が市政に関心を持ち、まちづくりに理解を深め、その取組に主体的かつ自律的に参画することが必要です。

わたしたちは、地方自治の本旨にのっとり、関市のまちづくりの原則や仕組みなどを明らかにし、全ての市民が心豊かに幸せを感じることができるまちの実現のためにこの条例を定めます。

【第1条～第6条関係】

（目的）

第1条 この条例は、関市のまちづくりの基本原則を定め、市民の権利、役割及び責務、議会及び行政の責務並びに市民参画の施策を明らかにすることにより、協働によるまちづくり及び市民自治を推進することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人及び事業者(市内で事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。以下同じです。)をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい地域社会を目指して、市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 市の事業、政策等の立案、実施等に市民が主体的に参加することをいいます。
- (5) 協働 市民、議会及び行政が対等な立場で連携し、協力することをいいます。

（条例の位置付け）

第3条 この条例は、関市のまちづくりの最も大切な理念を定めるものであり、市民、議会及び行政は、この条例の規定を守ります。

2 行政は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに計画の策定及び見直しに当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

(基本原則)

第4条 市民、議会及び行政は、次の基本原則に基づき、まちづくりを推進します。

- (1) 市民が主役のまちづくり
- (2) 市民が生涯にわたり自由に学び合うまちづくり
- (3) 市民が参画するまちづくり
- (4) 市民、議会及び行政が協働するまちづくり
- (5) 情報を提供し共有するまちづくり
- (6) 自然、歴史、文化、産業等の地域資源を生かすまちづくり

(市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 行政サービスを受け、安心して暮らす権利
- (2) まちづくりに関する情報を知る権利
- (3) まちづくりに関して学ぶ権利
- (4) まちづくりに参画する権利

(市民の役割及び責務)

第6条 市民は、まちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりに参画します。

2 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

【第7条関係】

(子どもの権利)

第7条 市民、議会及び行政は、子どもが未来の担い手として尊重され、まちづくりに参画することができるよう努めます。

[第7条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)VSプロジェクト

高校生対象のまちづくりチーム。高校生ならではの視点を活かした情報発信や関市を舞台にイベントの企画・運営を行います。

《実績》令和5年度

関市内在住・在学の高校生17名が参加。月1～2回の活動を実施。主な活動は、SEKI刃物まるわかりブックの作成、刃物まつりでのイベントの実施(あつまれ! すごろくラリー)、まなびかふえへの参加(市内高校活動発表会)、プロキング(ゴミ拾いとジョギングを合わせたフィットネス)の実施 等

(2)若者まちづくり団体・プレーヤー登録制度

関市で自主的かつ主体的にまちづくり活動を実施する15歳から29歳までの若者及びその団体に對し、市が必要な物品の貸与やイベント保険の加入、事業のアドバイス等の伴走支援などのサポートを行います。

《実績》若者まちづくり団体・プレーヤーの登録・活動件数

	R2	R3	R4	R5
登録件数	2件	2件	7件	5件
活動件数	2件	2件	7件	6件

(3)若者のまちの相談室 <新>

若者支援に取り組む地域おこし協力隊員が相談員となり、若者を対象とした相談業務を行います。関市でやりたいことがある若者や悩みがある若者、その家族などが気軽に話ができる場所づくりを目指します。

【参考】5次総(関市第5次総合計画、後期基本計画、せきのまちづくり通信簿)

施策5 子育て支援	R1	R2	R3	R4	R5
子育て支援の満足度	92.0%	93.5%	93.1%	90.8%	90.8%
(「とても満足」「まあ満足」)	25.7%	29.3%	26.6%	25.4%	24.3%

※ 満足度は、せきのまちづくり通信簿の「とても満足」、「まあ満足」、「普通・どちらともいえない」の回答を合わせた割合

施策8 教育環境づくり	R1	R2	R3	R4	R5
教育環境づくりの満足度	90.4%	92.5%	92.5%	91.2%	89.3%
(「とても満足」「まあ満足」)	27.0%	29.2%	23.9%	23.6%	20.2%

※ R1からR4までは「教育環境整備」

施策9 小中学校教育	R1	R2	R3	R4	R5
小中学校教育の満足度	91.2%	91.1%	93.5%	92.1%	93.8%
(「とても満足」「まあ満足」)	24.5%	24.2%	21.5%	22.1%	24.7%

施策10 関商工高等学校	R1	R2	R3	R4	R5
関商工高等学校の満足度	94.9%	95.7%	96.0%	96.6%	96.8%
(「とても満足」「まあ満足」)	21.7%	22.2%	17.2%	22.9%	18.1%

施策12 女性・若者活躍	R1	R2	R3	R4	R5
女性・若者活躍の満足度	89.7%	90.1%	92.4%	90.3%	85.9%
(「とても満足」「まあ満足」)	12.3%	14.0%	14.4%	18.1%	10.1%

※ R1からR4までは「若者活躍」

【第8条関係】

(高齢者、障がい者等の権利)

第8条 市民、議会及び行政は、高齢者、障がい者等が地域社会の一員としてまちづくりに参画することができるよう努めます。

[第8条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)アクティブGメン ♪75(生涯現役プロジェクト)

アクティブシニアセミナーの受講者(50歳代～90歳代)が、農業・木育(刃物)・保育・ICTを4本柱に、子ども食堂やサロン向けの野菜づくり、刃物ワークショップの指導サポート、保育園の野外活動の見守りボランティア、中学校のプログラミング授業のサポートなどを行い、「アクティブに動けるGENKI(元気)なメンバー ♪健康寿命75歳以上」を目指します。

《実績》アクティブGメン ♪75の登録者数

	R4	R5
登録者数	36人	73人

【参考】5次総

施策3 障がい者福祉	R1	R2	R3	R4	R5
障がい者福祉の満足度	92.6%	93.4%	93.2%	92.9%	91.6%
(「とても満足」「まあ満足」)	20.7%	19.7%	18.4%	18.7%	17.7%

施策4 高齢者福祉	R1	R2	R3	R4	R5
高齢者福祉の満足度	89.1%	90.9%	91.3%	89.3%	86.7%
(「とても満足」「まあ満足」)	25.7%	26.1%	25.3%	21.7%	22.2%

施策14 多様性社会(ダイバーシティ)	R1	R2	R3	R4	R5
多様性社会の満足度	92.8%	90.0%	91.6%	90.5%	92.4%
(「とても満足」「まあ満足」)	8.2%	9.0%	9.1%	12.1%	9.3%

【第9条関係】

(事業者の社会的責任)
第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会への貢献に努めます。

[第9条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1) 市民活動助成金

住民主体の地域づくりを支援するために、団体が実施する地域課題の解決及び地域の活性化を図る事業に対して助成を行います。

《実績》市民活動助成金の交付件数

	R1	R2	R3	R4	R5
ときめき助成金(初動支援型)	11件	4件	5件	3件	9件
きらめき助成金(市民提案型)	3件	1件	7件	3件	4件
いきいき助成金(協働提案型)	2件	2件	1件	0件	0件

(2) ソーシャルビジネス支援助成金

市民が地域で豊かに生活できる地域づくりを支援することを目的として、市内において、地域の社会的課題の解決や地域の活性化を図るソーシャルビジネスに対して助成を行います。

《実績》ソーシャルビジネス支援助成金の交付件数

	R1	R2	R3	R4	R5
交付件数	2件	1件	0件	0件	0件

(3) ふるさと応援交付金(ガバメントクラウドファンディング) <新>

市内における地域の社会的課題の解決や地域の活性化を図る事業を行う団体、企業等に対し、ふるさと納税型クラウドファンディング(ガバメントクラウドファンディング)の制度を活用して集まった寄付金を原資とした交付金の助成を行います。

【参考】5次総

施策11 市民協働	R1	R2	R3	R4	R5
市民協働の満足度	90.8%	93.5%	94.0%	91.7%	92.1%
(「とても満足」「まあ満足」)	19.7%	17.7%	17.2%	18.0%	15.0%

施策19 工業	R1	R2	R3	R4	R5
工業の満足度	86.6%	87.5%	87.3%	88.3%	93.8%
(「とても満足」「まあ満足」)	13.2%	13.7%	10.8%	15.6%	20.2%

施策20 商業	R1	R2	R3	R4	R5
商業の満足度	85.3%	86.3%	87.1%	87.0%	84.2%
(「とても満足」「まあ満足」)	10.7%	13.8%	11.0%	14.4%	15.2%

【第10条関係】

(議会の責務)
第10条 議会は、市政に関する重要事項を決定し、市政運営が適正に行われるよう監視します。
2 議員は、市民の多様な意見を聴き、議会の活動に反映します。
3 議員は、議会の活動に関する情報を市民に提供します。

【第10条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み】

(1)議会に関する情報提供

定例会や臨時会終了後に、一般質問の内容や審議結果を広報紙やホームページなどで周知します。市の広報紙内に掲載していた「議会だより」を令和6年から独立させて、単独での発行に切り替えました。

本会議及び委員会の会議録をインターネット(会議録検索システム)に掲載します。

《実績》議会だよりの発行回数

	R1	R2	R3	R4	R5
発行回数	6回	6回	6回	7回	5回

※ 年度ではなく、年(1月～12月)での集計

(2)会議の動画配信

本会議の動画をインターネットで配信します。

《実績》

より多くの方に視聴していただけるよう、YouTube 関市議会公式チャンネル(R2.1～)にて、本会議をライブ配信するとともに、直近の本会議の録画を配信(関市議会ホームページからも YouTube とのリンクにより視聴可能)

【第11条関係】

(行政の責務)
第11条 行政は、市政運営に関する事務を執行するに当たり、市民の意思を反映します。

[第11条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

→ 第23条 パブリックコメント制度を参照

【第12条関係】

(市長の責務)

第12条 市長は、施政方針を明らかにし、市民のために効率的な市政運営を行います。

2 市長は、市民のために将来を展望し、持続可能なまちづくりを推進します。

3 市長は、市民の意見を聴く機会を設けます。

[第12条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1) 施政方針

毎年度、市長の施政方針について、市ホームページで公表します。

《実績》

令和6年度施政方針を令和6年2月に市ホームページで公表

(2) 市民の皆さんと語る会

○市長と語る会

市民と市長との対話を通じ、市政への理解を深めていただくとともに、市政に対する意見や提言を聴くことにより、市民の皆さんの声の届く市政を推進することを目的として、市民の皆さんと語る会を開催します。

○市長とミライと一く <新>

令和6年3月から、毎月テーマに合った人を募集し、関市の未来について市長とざっくばらんに話す機会を設けて、意見を今後のまちづくりに活かします。

テーマの例「関市の今、関市の未来について」(高校生・大学生)

「女性視点の避難所について」(18歳以上の女性)

「関市のスポーツイベントを盛り上げたい！」(30代以下の人)

「若者の選挙事情について」(10代、20代の人)

《実績》市民の皆さんと語る会(市長と語る会、市長とミライと一く)の開催回数

	R4	R5
開催回数	4回	2回

※R4は「市長と語る会」と「車座集会」

【参考】5次総

施策40 広報・シティプロモーション	R1	R2	R3	R4	R5
広報・シティプロモーションの満足度	90.1%	90.0%	90.5%	89.2%	93.7%
(「とても満足」「まあ満足」)	22.0%	23.4%	23.8%	24.0%	17.9%

【第13条関係】

（職員の責務）

第13条 職員は、知識の習得及び能力の向上に努め、公正かつ誠実に職務を行います。

2 職員は、地域社会の一員であることを自覚し、市民との信頼関係を築き、協働してまちづくりを推進します。

〔第13条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み〕

（1）地域支援職員

地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動を支援するため、地域支援職員（任期2年）を任命し、各地域（全15地域）に配置します。

《実績》地域支援職員の任命人数

	H30・R1	R2・3	R4・5	R6・7
任命人数	75人	75人	75人	60人

※R4・5までは、地域ごとに職員4人、アドバイザー（管理職員）1人の計5人を任命

※R6・7は地域ごとに職員4人を任命

（2）市民協働推進員

市民、市民活動団体、事業者等の多様な主体と行政との協働を推進するため、各部署に市民協働推進員を1名配置します。

また、市民協働推進員に対する研修会を開催し、協働の推進強化を図ります。

《実績》市民協働推進員研修会

○令和5年度（令和5年7月14日）

「協働を育む市民の主体性 ―実践事例（リアル）と論理（ロジック）の紹介―」

講師：馬袋 真紀さん（朝来市役所職員（兵庫県））

○令和6年度（令和6年6月13日）

「市民活動の現場で聞こえるリアルな声／協働推進員を紹介するチラシを作成しよう／協働強化月間」

講師：田原 晃成さん（関市市民活動センター職員）

（3）協働強化月間 ＜新＞

7月を協働強化月間と称し、市民活動団体と関市が協働することにより、公共サービスをより細やかに、かつ効率的、効果的に実施できる活動の提案を集中的に募集し、市民と行政のマッチングを促すことで協働の実現を図ります。

【参考】5次総

施策43 職員育成	R1	R2	R3	R4	R5
行政運営の満足度	86.8%	83.8%	86.2%	87.8%	86.0%
（「とても満足」「まあ満足」）	12.5%	11.0%	10.6%	11.8%	9.3%

【第14条関係】

（総合計画）

第14条 市長は、計画的に市政を運営するため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。この場合において、基本構想は、議会の議決を経ることとします。

2 市長は、総合計画を着実に推進するため、総合計画の適切な進行管理及び評価を行います。

3 市長は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、広く市民の意見を聴きます。

[第14条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

（1）基本構想・実施計画の策定及び進行管理

第5次総合計画の策定・実施計画の策定と、進行管理を行います。

《実績》

関市第5次総合計画（2018～2027） 平成30年4月策定

関市第5次総合計画後期基本計画（2023～2027） 令和5年3月策定

（2）行政評価の実施及び公表

効率的かつ効果的な行政運営と行政の説明責任を果たすために、行政評価を実施し、その結果を公表します。

《実績》

令和4年度事業の行政評価を実施し、令和5年10月に市ホームページで公表

【参考】5次総

施策41 行財政改革・行政評価	R1	R2	R3	R4	R5
行政運営の満足度	86.8%	83.8%	86.2%	87.8%	86.0%
（「とても満足」「まあ満足」）	12.5%	11.0%	10.6%	11.8%	9.3%

【第15条関係】

（財政運営）

第15条 市長は、長期財政計画を策定し、将来にわたり健全な財政運営を行います。

2 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、これを適切に執行します。

3 市長は、予算編成の過程、予算執行、決算等の財政状況を市民に分かりやすく公表します。

[第15条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

（1）長期財政計画

関市健全な財政運営に関する条例第17条の規定に基づき、長期財政計画を策定します。

＜参考＞関市健全な財政運営に関する条例（平成24年関市条例第17号）

（長期財政計画の策定等）

第17条 市長は、毎年度、総合計画との整合性を図った上で、10年の期間における各年度の次に掲げる事項を記載した長期財政計画を策定し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

（1）普通会計の歳入歳出見込額

- (2) 特別会計及び事業会計の歳入歳出見込額
- (3) 関市財政調整基金その他財政の安定化のために資金を留保している基金の現在高見込額
- (4) 地方債の現在高見込額
- (5) 財政運営判断指標の見込み
- (6) 実質公債費比率の見込み

《実績》

令和6年度～令和15年度の長期財政計画を令和6年2月に市ホームページで公表

(2) 予算・決算その他財政状況の公表

予算編成方針・過程の公表や、広報における予算・決算、財政状況等の情報提供、財政状況を分かりやすく解説した「せきのよさん」「せきのけっさん」を公表します。

《実績》

令和5年11月に「令和4年度せきのけっさん」を、令和6年3月に「令和6年度せきのよさん」を市ホームページで公表

【参考】5次総

施策46 財政運営	R1	R2	R3	R4	R5
財政運営の満足度	90.3%	88.6%	89.9%	89.5%	89.1%
(「とても満足」「まあ満足」)	13.9%	13.5%	13.3%	13.2%	11.0%

【第16条関係】

(行政評価)

第16条 市長は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施します。
2 市長は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、市政運営に反映します。

【第16条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み】

(1) 行政評価制度の実施及び公表 ※再掲: 第14条関係(2)

効率的かつ効果的な行政運営と行政の説明責任を果たすために、行政評価を実施し、その結果を公表します。

《実績》

令和4年度事業の行政評価を実施し、令和5年10月に市ホームページで公表

【参考】5次総

施策41 行財政改革・行政評価	R1	R2	R3	R4	R5
行政運営の満足度	86.8%	83.8%	86.2%	87.8%	86.0%
(「とても満足」「まあ満足」)	12.5%	11.0%	10.6%	11.8%	9.3%

【第17条関係】

（危機管理）

第17条 行政は、自然災害、重大な事故等の様々な緊急事態に備え、市民、議会及び関係機関と連携し、危機管理を行います。

[第17条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

（1）地域防災計画

市、関係機関及び市民が協働して、災害予防、災害警戒・対策等を行うための計画に沿って実行します。

《実績》

令和6年3月に関市地域防災計画を修正

＜主な修正内容＞ 学校における防災教育の推進、広域避難に備えた体制の整備、避難情報発令における気象防災アドバイザー等の活用

（2）関市防災基本条例の制定 ＜新＞

防災に関する基本理念及び防災対策の基本的な方針を定め、災害に強いまちを実現するために、関市防災基本条例の制定を目指します。（令和6年第2回定例会に上程）

＜参考＞関市防災基本条例（案）

（基本理念）

第3条 防災対策は、自助（自らのことは自らが守ることをいう。）、共助（地域において助け合い、お互いを守ることをいう。以下同じ。）及び公助（市が市民及び事業者を災害から守ることをいう。）の理念を基本として、市民、事業者、自主防災組織及び市がそれぞれの役割及び責務を果たし、平時から協働して推進されなければならない。

2 防災対策は、災害時において人の生命及び身体を守ることを最も優先するとともに、被害の最小化を図ることを基本として行われなければならない。

3 防災対策は、被災者の年齢、国籍、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、適切な配慮がなされなければならない。

【参考】5次総

施策25 防災・減災・消防	R1	R2	R3	R4	R5
防災・減災・消防の満足度	90.0%	91.2%	90.3%	90.2%	91.7%
（「とても満足」「まあ満足」）	21.8%	21.1%	21.9%	19.9%	26.2%

【第18条関係】

（情報の共有）

第18条 市民、議会及び行政は、協働のまちづくりを推進するため、必要な情報を提供し、共有します。

[第18条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

→第5条、第10条、第15条、第16条、第20条、第21条、第23条、第27条に関連

（1）まちづくり講演会

市民のまちづくり活動の参考となるような講演会を開催します。

《実績》まちづくり講演会の参加人数

	R1	R2	R3	R4	R5
参加人数	48人	28人	27人	30人	15人

※ R1、R2は地域支援職員の研修を兼ねて開催

○まちづくり講演会の開催状況

・令和5年度(令和6年3月19日)

「地元と移住者が創る賑わい 一六日町通り商店街の再生と復活」

講師:三浦 大樹さん(栗原市地域おこし協力隊(宮城県))

・令和6年度(9月開催予定)

「若者×高齢者 若者と創るまちづくりの方法(仮)」

講師:山田 芳雅さん(合同会社ひとむすび代表(広島県))

(2)自治基本条例の啓発活動 <新>

市民に広く自治基本条例を知ってもらい、かつ理解してもらうため、ホームページやイベントなどで条例を周知し、啓発を行います。

《実績》 関市ホームページに「関市自治基本条例」の紹介ページを掲載

○令和6年度に行う予定の啓発活動

・10月に開催される「刃物まつり」で自治基本条例のPR活動を行います。(出展申込済)

・今年12月に自治基本条例の制定から10年を迎えることを契機に、広報せきで条例の啓発記事を掲載します。

【第19条関係】

(個人情報の保護)

第19条 市民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報の収集、利用及び提供に当たっては、個人情報について慎重かつ適切に取り扱います。

[第19条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、関市個人情報保護法施行条例(令和5年条例第1号)

(2)個人情報の取扱いに関する研修・講演

まちづくりを進めるうえでの個人情報の適切な取扱いについての研修、講演を行います。

《実績》

関市自治会連合会桜ヶ丘支部 総務部会(令和6年6月8日)

「自治会における個人情報の取扱いについて」(講師:市民協働課職員)

【第20条関係】

(説明責任)

第20条 行政は、市政運営に関する情報を市民に分かりやすく説明します。

2 行政は、市民の意見、提案及び要望に誠実かつ速やかに答えます。

[第20条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1) 情報公開制度

関市公文書公開条例(平成9年条例第44号)

《実績》公文書の公開決定状況

	R1	R2	R3	R4	R5
公開	14件	55件	32件	40件	39件
部分公開	6件	9件	9件	10件	13件
非公開	0件	0件	0件	1件	1件
不存在	1件	5件	3件	2件	2件

(2) 行政手続制度

関市行政手続条例(平成8年条例第27号)

(3) パブリックコメント制度

関市パブリックコメント手続実施要綱(平成19年告示第52号)

(4) 市民の声・自治会要望への対応

市民からの提案や意見、問い合わせ、相談を「市民の声」として電話やメール等で受け付け、速やかに回答します。

また、自治会からの要望を受け付け、速やかに回答します。

《実績》市民の声、自治会要望の処理件数

	R3	R4	R5
市民の声	不明	491件	608件
自治会要望	109件 (82自治会)	160件 (96自治会)	473件 (94自治会)

【第21条関係】

(審議会等)

第21条 行政は、審議会等の附属機関の委員を選任する場合は、原則として公募による市民を含めます。

2 審議会等の会議は、原則として市民に公開します。

[第21条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1) 審議会等の委員の公募

審議会等の委員は、公募による市民を含めて選任します。

《実績》各種審議会等の公募状況

	R1	R2	R3	R4	R5
公募をする審議会等の数	14機関	15機関	14機関	16機関	16機関
公募委員の募集人数	73人	77人	73人	80人	83人
公募委員数	67人	69人	66人	73人	72人
公募による委員の充足率	91.8%	89.6%	90.4%	91.3%	86.7%

※公募委員の募集人数が「若干名」の審議会等は、公募委員数と同数の取扱いをしている。

○令和5年度の各種審議会等の公募状況

委員会等名	任期	総委員数	うち公募 委員数	公募委員 募集人数	根拠法令	所管課
農地利用最適化推進委員	3	25	25	25	関市農業委員会条例	農業委員会事務局
農業委員会	3	19	19	19	地方自治法	農業委員会事務局
廃棄物減量等推進審議会	2	16	1	5	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	環境課
自治基本条例推進審議会	2	11	2	3	自治基本条例	市民協働課
男女共同参画推進審議会	2	10	1	3	関市男女共同参画推進条例策定審議会条例	市民協働課
都市計画審議会	2	20	2	2	都市計画法	都市計画課
消防委員会	2	10	2	2	消防委員会規則	危機管理課
景観審議会	2	7	2	2	関市景観条例	都市計画課
立地適正化計画推進協議会	2	12	2	2	関市附属機関設置条例	都市計画課
地域福祉計画推進委員会	3	12	1	1	関市地域福祉計画推進委員会規則	福祉政策課
関市芸術文化振興推進委員会	2	8	1	1	関市芸術文化振興推進委員会規則	文化課
総合計画審議会	2	20	2	若干名	総合計画審議会設置条例	企画広報課
環境審議会	2	16	3	若干名	環境基本条例	環境課
行政改革推進審議会	3	13	3	若干名	関市附属機関設置条例	企画広報課
学校規模適正化審議会	1	9	2	若干名	関市附属機関設置条例、関市学校規模適正化審議会規則	教育総務課
せき森林づくり委員会	2	14	4	若干名	関市森林づくり条例	農林課
教育委員会	4	4	0	0	地方自治法	教育総務課
社会教育委員	2	15	0	0	社会教育委員設置条例	生涯学習課
公民館運営審議会	2	15	0	0	公民館条例	生涯学習課(中央公民館)
国民健康保険運営協議会	3	13	0	0	国民健康保険法	保険年金課
図書館協議会	2	9	0	0	関市立図書館条例	生涯学習課(図書館)
子ども・子育て会議	2	20	0	0	関市子ども・子育て会議条例	子ども家庭課
高齢者施策等運営委員会	3	16	0	0	高齢者施策等運営協議会規則	高齢福祉課
上下水道事業経営審議会	2	9	0	0	関市上下水道事業経営審議会規則	下水道課
関市健康づくり推進協議会	2	15	0	0	関市健康づくり推進協議会規則	市民健康課
特別職報酬等審議会	—	0	0	0	関市特別職報酬等審議会条例	秘書課
退職手当審査会	—	0	0	0	関市職員の退職手当に関する条例	秘書課
公務災害補償等審査会	—	0	0	0	関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	秘書課
清潔なまちづくり推進指導委員	2	31	0	0	ポイ捨て等防止条例	環境課
介護保険事業者候補選定委員会	—	0	0	0	関市介護保険事業者候補選定委員会規則	高齢福祉課
監査委員	4	2	0	0	地方自治法	監査委員事務局
選挙管理委員会	4	4	0	0	地方自治法	選挙管理委員会事務局
公平委員会	4	3	0	0	地方自治法、地方公務員法	行政情報課
固定資産評価審査委員会	3	3	0	0	地方自治法、地方税法	行政情報課
土木水利委員	2	65	0	0	土木水利委員設置規則	建設総務課
民生委員推薦会	3	6	0	0	民生委員法	福祉政策課
文化財審議会	2	5	0	0	文化財保護条例	文化課
公文書公開審査会	3	4	0	0	関市公文書公開条例	行政情報課
個人情報保護審査会	3	4	0	0	関市個人情報保護条例	行政情報課
防災会議	2	30	0	0	災害対策基本法	危機管理課
国民保護協議会	2	24	0	0	関市国民保護協議会条例	危機管理課
スポーツ推進審議会	2	9	0	0	関市スポーツ推進審議会条例	スポーツ推進課
医学生等修学研修資金貸与者選考委員会	2	4	0	0	関市医学生等修学研修資金貸与条例	市民健康課
指定管理者審査委員会	3	3	0	0	関市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例	管財課
広見財産区管理委員	4	6	0	0	財産区管理条例、地方自治法	農林課
小野財産区管理委員	4	5	0	0	財産区管理条例、地方自治法	農林課
東武芸財産区管理委員	4	5	0	0	財産区管理条例、地方自治法	農林課
南武芸財産区管理委員	4	4	0	0	財産区管理条例、地方自治法	農林課
富之保財産区管理委員	4	7	0	0	財産区管理条例、地方自治法	農林課
中之保財産区管理委員	4	6	0	0	財産区管理条例、地方自治法	農林課
下之保財産区管理委員	4	7	0	0	財産区管理条例、地方自治法	農林課
公務災害補償等認定委員会	3	5	0	0	関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	秘書課
農業振興地域整備促進協議会委員	2	34	0	0	農業振興地域整備促進協議会設置条例	農林課
小口融資審査委員会	1	9	0	0	小口融資条例	商工課
中小企業従業員退職金共済審議会	3	11	0	0	中小企業従業員退職金共済条例	商工課
奨学生選考委員会	1	5	0	0	奨学資金貸与条例	教育総務課
中池自然の家運営委員会	2	7	0	0	中池自然の家管理運営に関する条例	スポーツ推進課
市民活動助成金審査会	2	7	0	0	関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金交付規則	市民協働課
障がい者総合支援協議会	2	15	0	0	関市障がい者総合支援協議会規則	福祉政策課
児童発達支援センター運営委員会	2	8	0	0	関市附属機関設置条例	子ども家庭課
老人ホーム入所判定委員会	1	5	0	0	老人ホーム入所判定委員会条例	高齢福祉課
小瀬鵜飼習俗総合調査委員会	2	14	0	0	関市小瀬鵜飼習俗総合調査委員会規則	文化課
弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会	2	12	0	0	関市弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会規則	文化課
行政不服審査会	3	3	0	0	関市行政不服審査会条例	行政情報課
ソーシャルビジネス支援助成金審査会	2	7	0	0	関市ソーシャルビジネス支援助成金交付規則	市民協働課
空き家等対策協議会	2	15	0	0	関市空き家等対策協議会条例	都市計画課

委員会等名	任期	総委員数	うち公募 委員数	公募委員 募集人数	根拠法令	所管課
特定空家等審査会	2	5			関市特定空家等審査会条例	都市計画課
公共交通活性化協議会	2	20			関市公共交通活性化協議会規則	都市計画課
関市少年センター運営委員会	2	17			関市少年センター規則	生涯学習課
廃自動車認定委員会	—	—	—	—	関市放置自動車の処理に関する条例	環境課
生活環境保全対策実行委員会	—	—	—	—	関市生活環境保全条例	環境課
し尿問題審議会	—	—	—	—	関市し尿問題審議会設置条例	環境課
人権教育・啓発推進協議会	—	—	—	—	関市人権教育・啓発推進協議会規則	生涯学習課
予防接種健康被害調査委員会	—	—	—	—	関市予防接種健康被害調査委員会設置要綱	市民健康課
住居表示審議会	—	—	—	—	関市住居表示に関する条例	建設総務課
生活安全推進協議会	—	—	—	—	生活安全条例	危機管理課
公立保育所民営化等検討委員会	—	—	—	—	関市公立保育所民営化等検討委員会規則	子ども家庭課
新エネルギービジョン推進検討委員会	—	—	—	—	関市新エネルギービジョン推進検討委員会規則	商工課
建設事業評価監視委員会	—	—	—	—	関市建設事業評価監視委員会要領	建設総務課
教育振興計画策定委員会	—	—	—	—	関市附属機関設置条例、関市教育振興計画策定委員会規則	教育総務課
合 計		791	72			

(2) 審議会等の会議の公開、会議資料・議事録の公表

関市審議会等の会議の公開に関する規程(平成29年訓令甲第2号)

【第22条関係】

(住民投票)

第22条 市長は、市政に関する特に重要な事項について広く住民(市内に住所を有する者をいいます。以下同じです。)の意思を確認するため、その都度、議会の議決を経て制定される条例(以下「住民投票条例」といいます。)の定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票条例の制定を市長に請求することができます。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、住民投票条例で定めます。

[第22条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

※ 平成28年度第1回自治基本条例推進審議会で、住民投票条例の常設化について提案があり、平成28年度第2回自治基本条例推進審議会において審議されました。

「ただちに常設化をする考えはない。」(事務局)

「常設型にすると、年齢制限や住民の範囲など、かなり議論する必要があると考える。市政や議会がある中で住民の参画をどのように自治基本条例に位置付けるかが課題。常設化により全ての問題が解決するわけではない。急がずに議論していくことが大事である。」(会長)

【第23条関係】

(パブリックコメント制度)

第23条 行政は、重要な計画、制度等(以下「計画等」といいます。)を定めようとするときは、事前にその内容を広く公表し、市民から意見を募るパブリックコメントを実施します。

2 行政は、パブリックコメントにより提出された市民の意見に対し考え方を公表するとともに市民の意見を尊重し、計画等に反映するよう努めます。

[第23条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1) パブリックコメントの実施

市民生活にとって重要な条例、計画、制度等を定めようとするときには、あらかじめ市民に公表し、意見を聞くパブリックコメントを実施します。

《実績》パブリックコメント案件数

	R4	R5
案件数	4件	8件

○パブリックコメント(令和5年度)案件一覧

案件名	担当部署	意見等提出期間	意見	修正
関市都市計画道路見直し方針（案）	都市計画課	R5.7.10 ～ R5.8.9	14	2
関市立地適正化計画改定（案）	都市計画課	R5.11.1 ～ R5.11.30	0	0
第3期関市障がい者計画（案）	福祉政策課	R6.1.4 ～ R6.2.3	0	0
第7期関市障がい福祉計画 及び第3期関市障がい児福祉計画（案）	福祉政策課	R6.1.4 ～ R6.2.3	7	0
関市生涯学習まちづくり推進計画（案）	生涯学習課	R6.1.10 ～ R6.2.9	3	1
第9期せき高齢者プラン2 1 （介護保険事業計画・高齢者福祉計画 ・認知症施策推進計画）（案）	高齢福祉課	R6.2.1 ～ R6.3.3	0	0
関市観光振興戦略（案）	観光課	R6.2.1 ～ R6.3.3	48	13
関市防災基本条例（案）	危機管理課	R6.3.1 ～ R6.3.31	10	1

【第24条関係】

（地域委員会）

第24条 市民は、地域の課題を解決するため、小学校区を基本として、当該地域の自治会、各種団体、事業者等の多様な団体及び個人で構成する地域委員会（以下「地域委員会」といいます。）を設立することができます。

2 地域委員会は、誰もが参加できる開かれた組織とし、その適切な運営に努めます。

3 地域委員会は、当該地域が取り組む活動方針及び事業を定める地域振興計画を策定します。

4 行政は、地域委員会の設立及び活動を支援します。

[第24条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)地域委員会

関市地域委員会規則(平成27年規則第19号)に基づき、地域の課題を解決するため、小学校区を基本として、当該地域の自治会、各種団体、事業者等の多様な団体及び個人で構成する地域委員会を認定します。

《実績》

令和5年10月に、瀬尻地域の地域委員会として、「あゆのせ協議会」を認定。これにより、市内全地域(15地域)において地域委員会が認定された。

(2)地域づくり支援交付金

地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動において実施する事業に対して地域づくり支援交付金を交付します。

令和6年度から、交付金の加算対象となる事業として、居場所づくり事業(社会とつながるきっかけづくり、居場所づくりその他の不登校の子ども又はひきこもりの人を支援するための事業)が追加された。

※従来からの交付金の加算対象となる事業は、子育て応援事業、女性主体事業、若者主体事業、地域振興計画事業

《実績》地域づくり支援交付金の交付額

	R4	R5
交付額	37, 517, 074円	42, 581, 900円

(3)地域支援職員＜再掲：第13条関係＞

地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動を支援するため、地域支援職員（任期2年）を任命し、各地域（全15地域）に配置します。

《実績》地域支援職員の任命人数

	H30・R1	R2・3	R4・5	R6・7
任命人数	75人	75人	75人	60人

※R4・5までは、地域ごとに職員4人、アドバイザー（管理職員）1人の計5人を任命

※R6・7は地域ごとに職員4人を任命

(4)地域委員会活動の促進

地域の課題を解決するため、各地域で取り組まれている地域委員会活動に対する支援を実施します。

《実績》各地域委員会の主な事業（令和5年度）

地域名	主な事業
安桜	軒先ショップ（毎週火曜日）、安桜山ウォーキング、安桜夏祭り、文化祭、花餅作り、イルミネーション
旭ヶ丘	田んぼの生き物調査、文化祭＆秋祭り、防災フェスタ、がやがや夜祭、ハロウィンで安全確認、モルック体験会、伝承もちつき
鮎之瀬	防災フェスタ＆文化祭（演芸）、文化祭（作品展示）、ラダーステップと七草がゆを楽しむ、冬の楽しみ会（お菓子作り）、冬の楽しみ会（バランスボール）
倉知	くらしみんなの広場、秋まつり、防災勉強会、苔玉づくり教室、夏休み親子でヨガ教室、軒先ショップ、サイエンスマジックショー
富岡	男性限定とみトレクラブ、グラウンドゴルフ大会、子ども食堂、大岡山整備事業、秋まつり、バランスボール運動
西部	20周年コンサート、イルミネーション・シンボルツリー、ホテル観察会、山歩き体験学習、西部ふれあいまつり（作品展）、フォトオリエンテーリング大会、救急救命講習会
田原	田原ふれあい文化祭、チャレンジ竹細工教室、デマンドバスマップ、田原みんなのおうち事業、グラウンドゴルフ大会、子育てサロン
下有知	ふれあい文化祭、親子ふれあい広場、玉入れ大会、防犯防災対策事業、ふれあい山王山登山、カラーリング大会、親子クッキング
富野	わくわく手作りカフェ、本城山登山、富野ふれあい文化祭、寄せ植え教室、夏休み親子教室、折り紙教室、買い物支援バス
桜ヶ丘	文化祭＆秋祭り、もりもり運動教室、すくすくティータイム、ふれあい木曜マーケット、桜ヶ丘体力測定会、ふれあいウォーキング
洞戸	カレンダー作り、写真コンテスト、防災講話、クリスマス会、さつまいもの苗植えと収穫作業 カトラリー作成、キウイ教室
板取	夏の板取キャンプ、ノルディックウォーキング教室、ロコモーショントレーニング、自然ガイド養成事業、ガイドマップ作成
武芸川	ドッジビー大会、3×3MUGEGAWA2023、つるむらさきフェスタ、趣味講座開催（苔玉、正月飾り等）、安全で安心な暮らしを守るまち歩き

地域名	主な事業
武儀	伝説ロマンウォーク、武儀の文化財勉強会、夏休み工作体験会、花の寄せ植え教室、いなかっこクラブ、短歌大会
上之保	西国三十三観音塔巡り案内、城山に登ろう、夏休み宿題応援塾、見守り訪問、ふれあい祭り、ゆずの華ずしづくり、いなか体験イベント

○市民活動センターによる地域委員会サポートの実績

市民活動センターが地域委員会を積極的にサポートし、「地域の課題は地域で解決する」まちを目指します。

■地域委員会向けの研修会

7月30日 地域の課題共有＆解決会議

■地域支援職員向けの研修会

7月12日 地域支援職員研修「地域カルテの読み方講座」

■地域の自慢大会

12月7日 地域の自慢大会「子育て＆若者事業の自慢」

各地域委員会が他地域に勧めたい子育て事業や若者事業について発表した。

【参考】5次総

施策11 市民協働	R1	R2	R3	R4	R5
市民協働の満足度	90.8%	93.5%	94.0%	91.7%	92.1%
(「とても満足」・「まあ満足」)	19.7%	17.7%	17.2%	18.0%	15.0%

【第25条関係】

(市民活動センター)

第25条 市長は、市民、市民活動団体等の主体性及び自律性を尊重し、協働して市民活動を推進するため、市民活動センターを設置します。

[第25条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)市民活動センターの運営

市民活動団体設立、運営、事業等の相談業務やコーディネート、活動の助言などのサポート、人材育成、研修、交流の活動を実施します。

《実績》市民活動センターの運営状況

■センターの利用者数・備品利用者数

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	2,726人	1,239人	1,579人	1,537人	2,261人
備品利用者数	1,751人	714人	843人	828人	1,081人

■センター登録団体数

	R1	R2	R3	R4	R5
登録団体数	240団体	243団体	251団体	252団体	175団体

※R5に登録団体情報の更新を行い、解散団体などを抹消した。

■相談件数

	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	406件	351件	334件	270件	354件

【参考】5次総

施策11 市民協働	R1	R2	R3	R4	R5
市民協働の満足度	90.8%	93.5%	94.0%	91.7%	92.1%
(「とても満足」「まあ満足」)	19.7%	17.7%	17.2%	18.0%	15.0%

【第26条関係】

(まちづくり市民会議)

第26条 市長は、協働によるまちづくりを推進するため、市民が市政に関する施策を提言するまちづくり市民会議(以下「まちづくり市民会議」といいます。)を開催します。

2 市民は、まちづくり市民会議に主体的に参画します。

3 行政は、まちづくり市民会議から提言のあった施策の実現に努めます。

【第26条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み】

(1)まちづくり市民会議の開催

市政全般に関する課題を市民の視点で洗い出し、行政へ政策提言します。令和5年度は、従来の会議とは異なり、試験的に3つの新しいスタイルにより会議を開催しました。

《実績》令和5年度のまちづくり市民会議

○まちづくりミーティング

無作為抽出で選ばれた市民が集まり、日頃から考えている地域の課題について話し合った。

・会議回数 4回(6/17、7/8、7/22、8/19)

・参加者数 18人

○ジブンゴト会議

第5次総合計画後期基本計画における課題の中からテーマを取り上げ、そのテーマに関係する属性の市民を集めて話し合い、テーマに関係する提案を発表した。

【テーマ「子どもの遊び場」】

・会議回数 5回(9/16、10/19、11/9、12/4、12/14)

・参加者数 3人(子育て中の人)

【テーマ「定年後のライフプラン」】

・会議回数 4回(9/16、10/11、11/3、12/3)

・参加者数 4人(定年を控えた50代～60代の人)

○まちづくりカレッジ

関市のまちづくりに関心をもってもらえるよう、講座形式で関市の政策や総合計画などを学んだうえで、行政やまちづくりに関して話し合った。

・会議回数 3回(12/21、1/18、2/8)

・参加者数 6人

※令和6年度のまちづくり市民会議

○まちづくりミーティング <新>

R5の「ジブンゴト会議」をベースとしたスタイル。子育てや女性活躍など、関市のまちづくりに想いを持つ人が「若者、女性に選ばれる心ときめくまち」を実現するためのアイデアを話し合い、関市長に提案します。

(2)まちづくり市民会議の提案に対する検討

まちづくり市民会議の提案の実現について、担当課において検討し、施策の実現に努めます。

《実績》まちづくり市民会議での提案件数・採択件数

	R1	R2	R3	R4	R5
提案件数	5件	7件	6件	5件	4件
採択件数	3件	7件	5件	2件	3件

※R5の提案は「ジブンゴト会議」のみ。

【参考】5次総

施策11 市民協働	R1	R2	R3	R4	R5
市民協働の満足度	90.8%	93.5%	94.0%	91.7%	92.1%
(「とても満足」・「まあ満足」)	19.7%	17.7%	17.2%	18.0%	15.0%

【第27条関係】

(まちづくりに関する住民満足度の調査)

第27条 市長は、まちづくりに関する住民の満足度を調査します。

2 市長は、前項の調査結果を公表し、市政に反映します。

[第27条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み]

(1)まちづくり市民意識アンケート(せきのまちづくり通信簿)の実施

無作為抽出した満16歳以上の市民3,000人を対象に、総合計画の進捗状況の確認や、まちづくりに対する市民意識を把握しています。

《実績》

令和5年11月15日～令和5年12月1日にかけてアンケートを実施

調査対象者(令和5年11月現在 関市に居住している満16歳以上の市民3,000人)

○まちづくり市民アンケートの有効回収数・回収率

	R1	R2	R3	R4	R5
有効回収数	1,348票	1,368票	1,235票	1,297票	1,182票
回収率	44.9%	45.6%	41.2%	43.2%	39.4%

(2)まちづくり市民意識アンケート(せきのまちづくり通信簿)の公表

市ホームページ上でアンケートの結果を公表します。

《実績》

令和5年度アンケート調査結果報告書を令和6年3月に市ホームページで公表

【第28条関係】

(国、県その他の自治体との協力)

第28条 行政は、共通する課題を解決するため、国、県その他の自治体と相互に連携し、協力します。

【第28条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み】

地域創生・3市広域連携協定、東海環状自動車道沿線都市相互の地域活性化推進のための交流連携、中濃広域行政事務組合ほか

【第29条関係】

（他地域との交流）

第29条 市民、議会及び行政は、国内外の地域及び団体との多様な交流をまちづくりに生かします。

【第29条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み】

《実績》関市の姉妹都市・友好都市

- ・モジ・ダス・クルーゼス市（ブラジル）姉妹都市宣言（昭和44年5月20日）
- ・黄石市（中国）友好都市宣言（平成9年10月24日）
- ・氷見市（富山県）姉妹都市宣言（平成11年3月12日）

【第30条関係】

（関市自治基本条例推進審議会）

第30条 市長は、この条例の運用及び進捗を管理するため、関市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用及び見直し並びに協働のまちづくりの推進に関することについて調査及び審議し、答申します。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、この条例の運用及び見直しについて市長に提言することができます。

4 市長は、この条例を見直す必要があるときは、審議会の意見を尊重します。

5 審議会は、学識経験者、公共的団体の推薦による者及び公募による市民のうちから市長が委嘱する15人以内の委員で組織します。

6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、委員の再任は妨げません。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【第30条に規定された事項を推進するための具体的な施策・取り組み】

関市自治基本条例推進審議会の開催

《実績》審議会の開催回数

	R1	R2	R3	R4	R5
開催回数	1回	0回	0回	0回	2回

【第31条関係】

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。